

新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第55号

新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者)

第3条 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

(2) 看護及び介護職員 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（看護職員の員数は看護及び介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護及び介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）

(3) 支援相談員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）

(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上

(5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

(7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

(2) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数
(施設)

第4条 条例第5条第4項の施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

る。

- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- (3) 浴室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- (6) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 療養室のある階ごとに設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 常夜灯を設けること。

2 条例第5条第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第5条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第6条第4項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 階段には、手すりを設けること。
- (4) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上）とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (5) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 介護老人保健施設は、条例第7条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

2 条例第7条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- （利用料等）

第7条 条例第14条第1項の規則で定める費用の額は、介護保険法（以下「法」という。）第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。
- 4 条例第14条第4項ただし書の規則で定める費用は、第2項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（診療の方針）

第8条 条例第18条の医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）第15条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならないこと。
- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年3月厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第9条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (5) 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

第10条 条例第33条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準）

第11条 条例第46条第5項の設備構造の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
 - ア 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
 - イ 洗面所 次に掲げる要件を満たしていること。
 - (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
 - (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (ウ) 常夜灯を設けること。
 - (2) 浴室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
 - ウ 専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものであること。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。
- (1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第55条において準用する条例第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (イ) 条例第55条において準用する条例第32条に規定する訓練については、条例第55条において準用する条例第32条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
 - (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
 - (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、

その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（ユニット型介護老人保健施設の利用料等）

第12条 条例第47条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第47条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（準用）

第13条 第6条及び第8条から第10条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第7条第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第7条第2項の規定により条例第55条において準用する条例第7条第1項」と、第6条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第7条第2項」と、第8条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する条例第18条」と、第9条中「第28条」とあるのは「第55条において準用する条例第28条」と、第9条第4号中「第38条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第38条第2項」と、第9条第5号中「第40条第3項」とあるのは「第55条において準用する条例第40条第3項」と、第10条中「第33条第2項第4号」とあるのは「第55条において準用する条例第33条第2項第4号」と読み替えるものとする。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下この項において「施行法」という。)第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの(以下「みなし介護老人保健施設」という。)であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設(施行法第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条第4項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。)として開設されたものについて、第4条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和63年厚生省令第1号。以下「老人保健施設基準」という。)附則第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第5条第3項第1号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 4 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第5条第3項第4号アの規定は、適用しない。
- 5 平成14年4月1日において現に医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同月2日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の同条第2項第4号に規定する療養病床若しくは同項第5号に規定する一般病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第4号に規定する経過的古その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過的古療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設される介護老人保健施設であって第5条第3項第4号アの規定に適合しないもの(当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。)の構造設備(当該転換に係る部分に限る。)については、同号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。附則第8項及び第9項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第8項及び第9項において同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
 - (1) 機能訓練室と合計した面積を3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とするとともに、食事の提供に支障がない広さを確保すること。
 - (2) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。
- 8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者

が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第5条第3項第4号ア及び第11条第2項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の幅にあっては、1.6メートル以上）とする。

- 10 平成17年10月1日前から法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の基準省令第5章（第41条第2項第1号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第11条第1項第1号ア(イ)の規定を適用する場合には、同号ア(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 11 平成18年4月1日において現に存する療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）若しくは一般病床（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）であって、かつ、同日以降療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間、第5条第3項第4号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。